

あなたの生活と行政をつなぐ

Saku LIFE

別冊

広報佐久
令和3年4月

佐久市議会議員一般選挙・佐久市長選挙特集 参議院長野県選出議員補欠選挙特集

令和2年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品



小学生の部 佐久市審査1等
佐久城山小学校
柳澤 勇太さんの作品



小学生の部 佐久市審査2等
浅科小学校
山浦 咲月さんの作品



小学生の部 佐久市審査3等
岩村田小学校
小倉 早絢さんの作品



小学生の部 佐久市審査入選
長野県審査佳作
野沢小学校
松本 実桜さんの作品



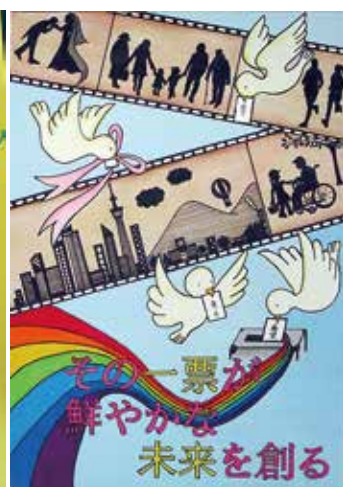
中学生の部 佐久市審査1等
長野県審査2等
佐久長聖中学校
土屋 まいさんの作品



中学生の部 佐久市審査2等
佐久長聖中学校
依田 紗彩さんの作品



中学生の部 佐久市審査3等
佐久長聖中学校
荻久保 観知子さんの作品



高校生の部 佐久市審査入選
長野県審査1等
佐久長聖高等学校
掛川 瑞生さんの作品

佐久市議会議員一般選挙・ 佐久市長選挙

4月11日(日)投票日

任期満了に伴う佐久市議会議員一般選挙並びに佐久市長選挙は、4月4日(日)に告示され、4月11日(日)に投票が行われます。今後4年間の市政を託すにふさわしい候補者を選ぶため、棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

日本国民で年齢満18歳以上であり、佐久市の選挙人名簿に登録されていて投票日(4月11日)に佐久市内に住所のある人に限られます。

■年齢要件

平成15年4月12日までに生まれた人

■住所要件

佐久市の住民票に記載されている人で、引き続き3ヶ月以上佐久市に住所のある人

(令和3年1月3日までに転入届出が済んでいる人を含みます。)

市内で転居した人

3月18日以降に市内で転居届出をした人は、お手数でも転居前の投票所での投票となります。

投票の方法と順番

受付

① 佐久市長選挙

投票しようとする候補者の氏名の上に「○」印を記入して投票します。
※期日前投票、不在者投票は記名式(候補者の氏名を記入)です。

投票

② 佐久市議会議員一般選挙

投票しようとする候補者の氏名を書いて投票します。

投票

市長選挙は記号式投票

投票用紙は、候補者の氏名があらかじめ印刷されています。投票しようとする候補者一人に対して、候補者氏名の上の欄に、「○」印を記入して投票します。

二人以上に○印を付けたたり、×や△等の別の記号を付けたりとすると無効となります。

ただし、期日前投票、不在者投票、点字投票は、投票用紙に投票しようとする候補者の氏名を書いて(記名式投票)、または点字を打って投票します。

令和三年四月十一日 執行
佐久市長選挙投票

○ 注意

一 投票しようとする候補者一人につき、上の○を記入すること

二 ○のほかに何も記入しないこと

○を記入する欄

候補者氏名	○を記入する欄
佐久太郎	
浅間山夫	

見本

記入する

佐久市選挙管理委員会印

参議院長野県選出議員 補欠選挙

4月25日(日)投票日

参議院長野県選出議員補欠選挙は、4月8日(木)に告示され、4月25日(日)に投票が行われます。

市内の投票所で投票ができる人

日本国民で年齢満18歳以上であり、佐久市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

■年齢要件

平成15年4月26日までに生まれた人

■住所要件

- ・令和3年1月7日までに転入届出が済んでいる人
- ・市外へ転出後3ヶ月経過していない人

市内で転居した人

3月20日以降に市内で転居届出をした人は、お手数でも転居前の投票所での投票となります。

市内に転入した人

他市区町村から佐久市に転入し、令和3年1月8日以降に転入届出をした人は、選挙人名簿に登録されている前住所地の市区町村で投票することになります。

市外に転出した人

令和2年12月9日以降に市外に転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、佐久市の選挙人名簿に登録されていれば佐久市で投票することができます。

なお、佐久市に投票に来ることが困難であれば、滞在地における不在者投票が利用できます。

投票の方法と順番



受付

候補者の氏名を書いて投票します。

投票

選挙当日投票時間

市議・市長選挙4月11日(日)と、参議院議員補欠選挙4月25日(日)の投票時間は、それぞれ午前7時から午後8時までです。投票は早めに済ませましょう。なお、馬坂・広川原地区は、午前9時に馬坂特農館から田口中町公会場の投票所まで送迎をします。

投票所

投票所は7・8ページの「投票所一覧」をご覧いただくとともに、郵送される「投票所入場券」に略図を記載してありますのでご確認ください。

市議・市長選挙と参議院補欠選挙共に投票所が
前回選挙（R1.参院選）と変更となる地区

投票区	地区	投票所名
第59	塩名田	旧佐久市浅科 生きがい活動支援センター
第65	八幡上町・八幡中町 ・八幡大平	八幡区コミュニティセンター

※第3投票所（住吉町・西本町）の投票区の皆さんは次のとおりになります。

	投票日	投票所名
市議・市長選挙	4月11日(日)	住吉町公会場
参議院議員補欠選挙	4月25日(日)	西本町公会場

不在者投票

■不在者投票ができる期間

【佐久市議会議員一般選挙・
佐久市長選挙】

4月5日(月)～4月10日(土)

【参議院長野県選出議員補欠選挙】

4月9日(金)～4月24日(土)

■滞在地等における投票

佐久市の選挙人名簿に登録されていて、長期出張や就学などのため、投票

市内の指定病院・老人ホーム等

病 院	老人ホーム	介護老人保健施設
浅間総合病院	佐久福寿園	安寿苑
くろさわ病院	シルバーランドみつい	みすず苑
金澤病院	ウェルガーデン佐久	シルバーポートつかばら
佐久総合病院本院	佐久良荘	愛の郷
佐久総合病院 佐久医療センター	望月悠玄荘	佐久総合病院 老人保健施設
雨宮病院	結いの家	救護施設
川西赤十字病院	塩名田苑	清和寮
	シルバーランドきしの	
	さくら苑	
	佐久平愛の郷	
	うすだコスモ苑	

日当日や期日前投票期間に、佐久市以外の市区町村に滞在する場合には、滞在地の市区町村選挙管理委員会にて投票できます。この場合、あらかじめ投票用紙を佐久市選挙管理委員会に請求していただき、投票用紙が手元に届いてから、滞在地の選挙管理委員会にて投票します。投票した投票用紙が、投票日当日までに佐久市へ届かなければなりませんので、早めの手続きが必要となります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。どうか、佐久市選挙管理委員会までお問い合わせください。

■指定病院等における投票

病気などのため都道府県が指定した病院、施設等に入院、入所して歩いて歩行が困難な場合などは、その施設内で投票することができます。この場合、早めに施設の係員に申し出てください。

■郵便等による投票

身体に(※)重度の障害がある人で佐久市選挙管理委員会が交付した「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、郵便等による不在者投票ができます。この場合、投票用紙の請求期限は次のとおりです。

【佐久市議会議員一般選挙・
佐久市長選挙】

4月7日(木)

【参議院長野県選出議員補欠選挙】

4月21日(木)

郵便等による不在者投票は、「郵便等投票証明書」が必要になりますので、身体障害者手帳等をお持ちのうえ、佐久市選挙管理委員会へ申請してください。

また、すでに交付されている証明書の有効期限が切れている場合も、改めて申請が必要となります。

※重度の障害とは

身体障害者手帳	
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	
両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5

■郵便投票における代理記載による投票

郵便等投票制度の対象になる人で、左記の表に該当するときは、投票用紙の請求や投票の際に代理記載をさせることができます。この場合の手続きについては、佐久市選挙管理委員会へお問い合わせください。

身体障害者手帳
上肢・視覚の障害
1級
戦傷病者手帳
上肢・視覚の障害
特別項症から第2項症まで

■代理投票制度

私は字が書けないから投票しない、などと考えて棄権しないでください。いろいろな理由で字の書けない人のために、代理投票の制度がありますので、投票所で申し出てください。代筆する者もこれに立ち会う者も、投票の秘密を厳守しますので、安心して投票することができます。

■期日前投票

選挙の当日に仕事や冠婚葬祭、用事や旅行、病気やけが、新型コロナウイルス感染症対策として混雑を避けるため（この場合は、宣誓書の事由6に該当します。）等により選挙の当日投票ができない方の特例として期日前投票ができます。なお期日前投票は次の7ヶ所のどこでもできますが、宣誓書の提出が必要です。宣誓書は、佐久市のホームページから印刷でき、さらに今回から入場券裏面にも掲載しておりますので、あらかじめ記入してお持ちいただくことで、投票時間を短くできます。当日入場券や宣誓書を忘れてしまった場合でも受付で記入いただけます。なお、宣誓書は、市議・市長選挙と参議院議員補欠選挙のそれぞれ必要となりますので、ご注意ください。

期日前投票のできる

場所・期間・時間

※開設場所により期間や時間が異なりますので、下表をご覧ください。

開設場所	期 間	時 間
市役所 2階市民ホール 臼田支所 2階会議室 浅科支所（新庁舎） 1階会議室 望月支所 1階市民ホール	【市議・市長選挙】 4月5日(月)～4月10日(土) （4月9日・10日は参議院議員補欠選挙の期日前投票も可能です。） 【参議院議員補欠選挙】 4月9日(金)～4月24日(土) （望月支所を除き、4月11日は市議・市長選挙の投票日と重なりますので混雑が予想されます。）	午前8時30分～午後8時
イオンモール佐久平 2階イベントホール	【市議・市長選挙】 4月5日(月)～4月10日(土) （4月9日・10日は参議院議員補欠選挙の期日前投票も可能です。） 【参議院議員補欠選挙】 4月9日(金)～4月24日(土)	午前10時～午後8時
野沢会館 1階市民ギャラリー	【市議・市長選挙】 4月8日(木)～4月10日(土) （4月9日・10日は参議院議員補欠選挙の期日前投票はできません。） 【参議院議員補欠選挙】 4月22日(木)～4月24日(土)	午前8時30分～午後8時 ※10日・24日は午後6時まで
馬坂特農館	【市議・市長選挙】 4月9日(金)のみ （参議院議員補欠選挙の期日前投票も可能です。） 【参議院議員補欠選挙】 4月23日(金)のみ	午前10時～午前11時30分

※4月11日(日)は、市議・市長選挙の投票日と重なりますが、参議院議員補欠選挙の期日前投票ができるのは、佐久市役所、臼田支所、浅科支所、望月支所、イオンモール佐久平のみとなりますのでご注意ください。

※浅間会館は、今回の選挙（市議・市長選挙および参議院議員補欠選挙）より期日前投票は行いません。ご注意ください。

入場券に宣誓書が印刷されます

期日前投票所の混雑緩和策として、入場券に期日前投票の宣誓書を印刷します。期日前投票をされる場合は、事前に記入していただき、投票所までお持ちください。

また、市ホームページからも印刷できますのでご利用ください。

新型コロナウイルス感染症対策について

投票所の対策

投票所入口にアルコール消毒液を設置します。

定期的に投票所の換気、記載台などの消毒を実施します。

事務従事職員や投票管理者、投票立会人はマスクやフェイスガード等を着用します。受付や投票用紙交付係職員は手袋も着用します。

投票用紙に記載する鉛筆は簡易鉛筆をそれぞれに用意します。

(持参した鉛筆の使用も可能ですが、色鉛筆やボールペン等の使用はできません。)

記載台は間隔を空けます。

市民の皆さんへのお願い

マスクの着用にご協力ください。

投票所出入口では、手指の消毒にご協力ください。

並んでいただく場合など、先に並んでいる方と一定の距離をとるようお

願います。

次の「投票時間別・曜日別投票状況」

を参考に、期日前投票所をなるべくご利用ください。その際は事前に入場券の裏面または、市ホームページから印刷した宣誓書を記入のうえ持参してください(コロナ感染症対策

の場合は、事由欄の6番になります)。

混雑時には少しお待ちいただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

選挙公報

候補者の政見、経歴などを記載した選挙公報を、市議・市長選挙分は4月8日、参議院議員補欠選挙分は4月22日までに配布します。また、市役所、各支所、各出張所にも置いてあります。市ホームページからもご覧いただけますが、郵送を希望される方は佐久市選挙管理委員会へお問い合わせください。

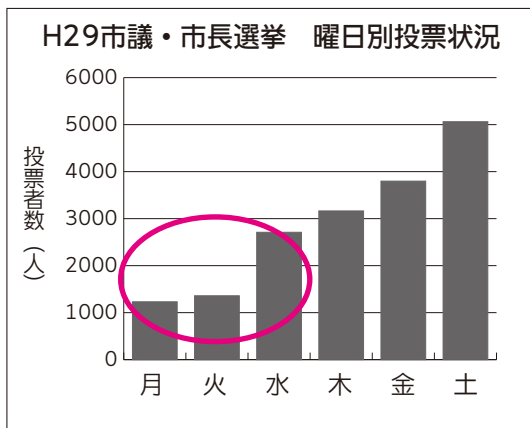
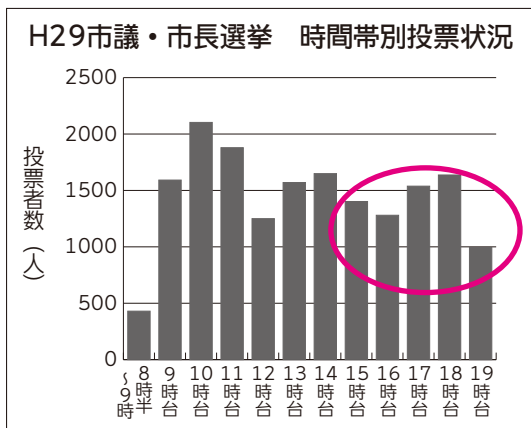
インターネットを使った選挙運動

有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター等)を利用した選挙運動はできますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。候補者は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動ができます。

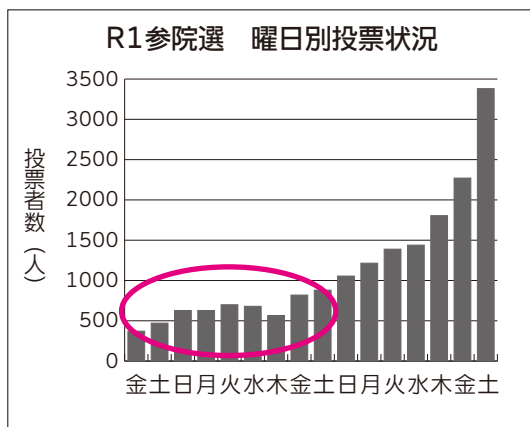
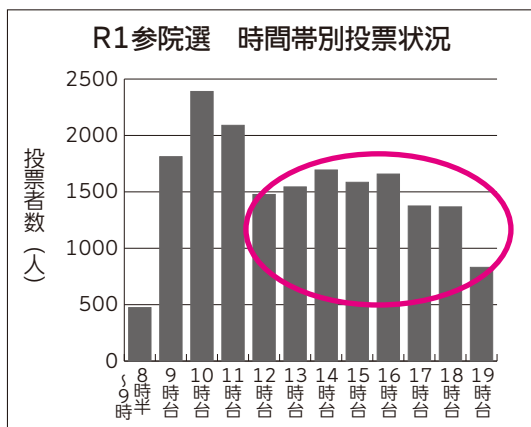
前回の投票時間別・曜日別投票状況

前回の市議・市長選挙と参議院議員選挙の状況は次のとおりでした。新型コロナウイルス感染症対策として、投票所での一定時間の集中を避けるため、期日前投票をご利用いただく場合、参考にしてください。

【前回平成29年4月16日執行 市議・市長選挙期日前投票の投票状況】



【前回令和元年7月21日執行 参議院議員選挙期日前投票の投票状況】



投票所一覧表

投票所名	投票区域
第1投票所 相生町公会場	上の城・岩村田相生町・一本柳
第2投票所 浅間会館	稲荷町・大和町・花園町 岩村田本町・荒宿
第3投票所 住吉町公会場(市議・市長選) 西本町公会場(参議院補欠選)	住吉町・西本町
第4投票所 市民創錬センター	猿久保・猿久保東
第5投票所 長土呂公会場	長土呂
第6投票所 上平尾研修センター	横根・上平尾
第7投票所 下平尾公民館	下平尾
第8投票所 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所中佐都店	赤岩・平塚・根々井塚原 上塚原
第9投票所 常田公民館	常田
第10投票所 下塚原公会場	下塚原
第11投票所 根々井公会場	根々井・大塚
第12投票所 横和公会場	今井・三河田・横和
第13投票所 北岩尾公民館 憩いの家	落合・北岩尾・南岩尾
第14投票所 大和田集会場	大和田・白山
第15投票所 小田井下宿公民館	小田井下宿・荒田
第16投票所 西屋敷集会場	西屋敷
第17投票所 野沢会館	田町・野沢本町・中小屋 十二町・取出相生町 取出中・取出上・本新町
第18投票所 原公会場	原上・原中・原下・原曙 原宮巻・原東南・ 原西南
第19投票所 鍛冶屋公会場	鍛冶屋・高柳
第20投票所 跡部老人憩いの家	跡部
第21投票所 泉野区集会場	三塚・泉野
第22投票所 中桜井公会場	上桜井・中桜井・下桜井 北桜井

投票所名	投票区域
第23投票所 農村環境改善センター	今岡・下県東・下県西
第24投票所 平井公民館	相浜・平井
第25投票所 杓沢公民館	杓沢・東立科
第26投票所 竹田公会場	糠尾・日向・竹田・下平 ・熊久保
第27投票所 前山地区会館	小宮山・弥生ヶ丘・ 前山北中・前山南・洞源 泉
第28投票所 大沢地区社会体育館	地家・大沢下町・大沢中町 大沢上町・大地堂
第29投票所 大沢新田公会場	美笹・大沢新田
第30投票所 中込第2保育園	杉の木・石神・権現堂 前林・三石・三家第1 三家第2
第31投票所 サングリモ中込 佐久市中込交流センター	佐太夫町第1・佐太夫町 第2・橋場南・橋場西 橋場東・中込新町
第32投票所 佐久市役所	中央区南町・中央区北町 第1・中央区北町第2
第33投票所 佐久市役所中込出張所	北耕地・平賀新町・ 太田部・荒家・北口 平賀下宿・平賀中宿・ 平賀上宿・アベニュー
第34投票所 常和公民館	常和南・常和北
第35投票所 瀬戸公民館	西耕地・瀬戸中・瀬戸東 瀬戸南
第36投票所 内山集会所	松井・町下・町中・町上 朧水・中村
第37投票所 相立公民館	相立・苦水
第38投票所 大月集会所	大月・黒田
第39投票所 東地公民館	東地
第40投票所 西地公民館	西地
第41投票所 安原公民館	安原
第42投票所 伊勢林公民館	紅雲台・伊勢林・駒場
第43投票所 新子田世代交流館	新子田

投票所一覧表

投票所名	投票区域	投票所名	投票区域
第44投票所 志賀下宿公会場	五十貫・志賀下宿・ 志賀中宿・志賀上宿	第67投票所 御牧原多目的集会所	御牧原
第45投票所 駒込公民館	駒込	第68投票所 矢島老人憩いの家	矢嶋
第46投票所 美里区公会場	諏訪・中荒・下荒・美里	第69投票所 駒の里ふれあいセンター	長坂・城下・東町 八千代町・神田町 末広町・金井町・栄町 昭明町・本町・上本町 西町・県町・古宮 御桐谷町・吹上町
第47投票所 住吉集会場	臼田中町・住吉・伊勢 上荒・旭ヶ丘・平	第70投票所 印内地区農業生活改善施設	印内・印内原
第48投票所 佐久市臼田支所	臼田勝間・城山・城下 宮本・稲荷・中央	第71投票所 茂田井公民館	茂田井 立科町茂田井 (※)
第49投票所 下小田切公会場	滝・横山・下小田切 泉ヶ丘	第72投票所 観音寺区農業生活改善施設	観音寺 立科町大字茂田井観音寺 (※)
第50投票所 湯原公会場	湯原・湯原新田	第73投票所 百沢地区農業生活改善施設	御牧原・百沢・牧布施
第51投票所 上小田切西区公会場	上小田切西・上小田切	第74投票所 布施地域コミュニティセンター	入布施・式部
第52投票所 切原児童館	中小田切・北川	第75投票所 抜井地区農業生活改善施設	抜井・中居・中石堂
第53投票所 岩水公会場	岩水	第76投票所 布施南部地区農業生活改善施設	雁村・大木
第54投票所 入沢集会所	入澤	第77投票所 長者原地区農業生活改善施設	藤巻・一の原・長者原 東長者原・西長者原
第55投票所 十日町公会場	三条・十日町	第78投票所 御鹿の郷地域ふれあいセ ンター	下之宮・善郷寺・高橋 北春・上新・金井・堀端 大西・向反
第56投票所 下越区公会堂	下越・竜岡・三分	第79投票所 新田地区農業生活改善施設	竹之城・新田・湯沢
第57投票所 大奈良公会場	清川・大奈良・原 上中込	第80投票所 新町公民館	新町・宮之入・三明 茂沢・入片倉
第58投票所 田口中町公会場	丸山・宮代・川原宿 田口中町・下町・馬坂 広川原	第81投票所 入新町公会場	入新町・岩下
第59投票所 旧佐久市浅科生きがい 活動支援センター	塩名田	第82投票所 望月小学校駒の子ひろば	片倉・比田井・天神
第60投票所 佐久市療育支援センター	御馬寄	第83投票所 高呂区農業生活改善センター	協東・高呂
第61投票所 駒寄公会場	駒寄	第84投票所 大谷地生活共同館	大谷地
第62投票所 上原公会場	上原	第85投票所 協西公民館	協西
第63投票所 中原構造改善センター	中原	第86投票所 小平公民館	小平・三井
第64投票所 佐久市浅科支所	下原	(※)・・・佐久市地籍分 赤字は前回と変更した投票所	
第65投票所 八幡区コミュニティセンター	八幡 (上町・中町・大平)	■問合せ 佐久市選挙管理委員会 ☎62-3502	
第66投票所 八幡下農業生活改善施設(本町公会場)	八幡 (本町・宮本・桑山・入の沢)		